

**札幌市児童福祉施設等従事者慰労金給付申請受付業務  
企画提案説明書（企画提案募集要領）**

**1 業務名**

札幌市児童福祉施設等従事者慰労金給付申請受付業務

**2 業務内容**

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

**3 応募資格要件**

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の令和元・2年度（平成31・32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (5) 札幌市契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (9) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者
- (10) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (12) 本業務と類似の業務実績\*があること。
- (13) 複数の事業者が共同事業体として応募する場合は、原則として全ての構成員に資格要件を準用するが、少なくとも代表者は上記(1)、(3)、(4)及び(12)を満たすこと。

**4 企画提案実施に係る手続き・スケジュール**

**(1) 手続き関係様式**

様式を定めるものは以下のとおり。

---

\* 例)「札幌市特別定額給付金事業給付業務」、「臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び公務員分受付業務」など

質問書	様式 1
企画提案参加意思確認書	様式 2
企画提案書提出書	様式 3

## (2) スケジュール

①	<b>事業実施に関する質問受付</b> ／ 8月19日（水）17：00 まで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メールで質問を受け付ける。</li> <li>・「質問書」（様式1）を送信すること（送信先は後記11）。</li> <li>・件名は「札幌市児童福祉施設等従事者慰労金」とすること。</li> <li>・電話や窓口での質問は受け付けない。</li> <li>・質問の回答については、随時電子メールで行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。</li> </ul>
②	<b>企画提案参加意思確認書の受付</b> ／ 8月20日（木）17：00 まで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案参加意思確認書（様式2）を提出すること（提出先は後記11）。</li> <li>・提出方法は直接持参若しくは郵送とする。（受付時間：平日8時45分～17時まで。） ※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。</li> </ul>
③	<b>企画提案書の受付</b> ／ 8月21日（金）17：00 まで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書提出書（様式3）、企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）をすべて提出すること。</li> <li>・提出方法は直接持参若しくは郵送とする。（受付時間：平日8時45分～17時まで。） ※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。</li> <li>・提出書類に不備、不足がある場合は受け付けない。</li> </ul>
④	<b>書類審査の実施</b> ／ 8月24日（月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、プレゼンテーションを実施せず、個別の書類審査を実施する。</li> </ul>
⑤	<b>審査結果通知</b> ／ 8月24日（月）以降
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。</li> <li>・審査の過程については公表しない。</li> <li>・審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。</li> <li>・連絡方法は電子メール又はFAXとする。回答は質問者に対して個別に行う</li> </ul>
⑥	<b>契約手続き</b> ／ 8月下旬～9月上旬
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者との本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し、別途通知する。</li> <li>・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する。ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。</li> </ul>

## 5 提出書類

提出書類	部数	提出期限
企画提案参加意思確認書	正本 1 部	8/20 (木) 17:00 まで
企画提案書提出書	正本 1 部	8/21 (金) 17:00 まで
企画提案書 (任意様式)	正本 1 部 副本 7 部	
見積書 (任意様式)	正本 1 部 副本 7 部	

### (1) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア 企画提案書はA4判 (縦・横不問)、両面印刷とすること。

イ 見積書については、積算根拠がわかるように記載すること。

なお、当該見積額は、企画書が選定された業者との契約額を確定するものではない。

ウ 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなどの企画提案者を特定できる表示を付さないこと。

エ 提出にあたっては一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

### (2) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取り消しすることはできない。また、返却には応じないものとする。

### (3) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

### (4) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願 (任意様式)」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

## 6 契約候補者の選定方法

### (1) 選定方法及び選定数

ア 受託者の選考は、企画提案 (プロポーザル) 方式により選考するものとする。

イ 応募のあった事業者の企画提案書を「札幌市児童福祉施設等従事者慰労金給付

申請受付業務」企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

(2) 審査方法

ア 委員会は、提出された企画提案書について、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を選定する。

イ 審査は、提出された企画提案書の書類審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

ウ 審査票の点数の6割を最低基準点とし、この最低基準点を超えない場合は、契約候補者とししない。

エ 同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ、選定する。

オ 参加事業者が1者であった場合、最低基準点（満点の6割）を超えた場合に限り、契約候補者として選定する。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 事業計画の内容	・提案内容が、計画性、具体性、妥当性及び実施可能性を伴ったものであるか。	15点
2 執行体制	・業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。	15点
3 類似業務の実績	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	15点
4 費用の積算	・費用の積算は合理的な内容になっているか。	5点

(4) 選定結果についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

提出先：札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階）

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

7 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先及び受付時間は後記11のとおりとする。

## 9 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要なと認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開することがある。

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。
- (5) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。

## 11 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課庶務係 担当：石堂、吉藤

電話：011-211-2982 FAX：011-211-2943

E-mail：[kodomo.mirai@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.mirai@city.sapporo.jp)

問い合わせ受付時間：平日8時45分～17時まで